

1. 債務超過の場合の処方箋

借金が増えすぎた場合これまでどういう手段があったかというところと自己破産、任意整理、通常の民事再生、特定調停といったものがありました。（個人については自己破産か任意整理が多かったと思われます。）今回、破産を避け、しかも業者との任意交渉ベースではなく、再生する手段ができたわけです。

2. 個人版民事再生の種類

個人版民事再生には[1]小規模個人再生と[2]給与所得者等再生があります。このうち基本型は[1]です。[1]のうちさらに特殊なものを対象とするのが[2]ですね。両者の違いをここで簡単に述べておくと小規模個人再生でいくには債権者の同意が必要ですが給与所得者等再生の場合は債権者の同意は不要ということです。他にもいくつか違いはありますが後でお話しします。

3. どういう場合に申し立てできるか

ではどういった場合に申し立てができるのでしょうか。まず[1]破産のおそれがある場合か[2]弁済すると事業の継続に著しい支障がある場合であることが必要です。しかしこの要件がクリアできないということはあまり考えられません。

4. 「債権額3000万円の壁」

しかし次の要件は問題です。個人版民事再生には債権額3000万円の壁があります。債権額が3000万円を超える場合はアウトです。このように債権額に上限を設けたのが大きな特徴です。自己破産の場合は債務が10億であろうと100万であろうと制限はないわけです。このように債権額で限度枠を設定するのは珍しいことです。

3000万円の計算についてはいくつか注意すべき点があります。まず住宅ローン債権は除外して計算します。「住宅ローン以外に銀行や消費者金融から合計1000万円借りている、住宅ローンがまだ2500万円残っている」こういうケースは割とありますが住宅ローン以外の債権は1000万円を3000万円を超えていませんから個人再生を使うことができます。次に個人の場合はあまり関係ないかもしれませんが抵当権カバ一分も除外して計算します。色々借りていくなかで担保を設定しての借入がある場合があります。たとえばマンション経営で儲けようと考え投資用マンションを購入したとします。そしてその購入資金を借りるにあたってマンションに担保を設定する、というのは割にあることです。この場合マンション購入資金の残債が2000万円でマンションの時価が1500

万円とします。仮にマンション購入資金以外に1800万円の借入があったとすると個人再生は使えるでしょうか。この場合はマンション購入資金の残債のうち1500万円は担保でカバーされていますので、 $2000 - 1500 = 500$ 万円だけをカウントするわけです。そうすると負債総額は $500 + 1800 = 2300$ 万円となり個人再生が使えるわけです。但しマンションの時価をどうみるかで結果が変わってくることは明らかです。ですから時価の決め方が問題となってきます。

私が経験した限りでは会社の債務の保証人になっている場合は3000万円を超えるのが通常でした。逆にそういった保証をしていない場合はそう簡単に3000万円を超えることはないと思います。ただ意外とくせものが養育費です。養育費は全額がカウントされるというのが裁判所の考えです。そうすると毎月の支払いは少なくとも総額はかなりの額になるのでトータル3000万円を超えやすいのです。3000万円を超えるケースでは個人再生は使えないので通常の民事再生、特定調停、任意整理いずれかで行くしかありません。通常の個人再生は予納金が高いのがネックでしたが最近では個人についてはある程度安くなってきています。ただ通常の個人再生は債権者の過半数の賛成が必要なので債権者の顔ぶれを見たとえで申し立てる必要があります。大口債権者との交渉をとりあえずまとめるのであれば特定調停や任意整理が有効でしょう。

5. 固定収入要件（給与所得者等再生）

3000万円の壁の次は固定収入の要件です。但しこれは給与所得者等再生の場合に特に問題となります。すなわち給与所得者等再生の場合は収入の変動の幅が小さいと見込まれる必要があります。再生というのは一定の金額を確実に返済していく制度ですからその裏づけとして固定収入が求められるわけです（これに対し小規模個人再生の場合は「継続的に反復して収入を得る見込み」で足ります）。個人再生がスタートした段階では債権者の多くが反対するのではないかと危惧から債権者の意向に関係のない給与所得者等再生がメインになるのではないかとおそれられました。しかし実際は債権者が反対するケースはほとんどありませんので給与所得者等再生による必要のあるケースは限定されています。しかし一応この要件を検討しておきましょう。

この要件は意外に問題となります。というのは最近では雇用が流動化しているし勤務条件も多様化しています。どういう場合が固定収入にあたるかはまだはっきりした基準があるわけではありません。ただ典型的サラリーマンの必要はありません。固定給プラス歩合給の営業職でも通常はOKでしょう。ただ歩合給によって毎月の収入が大きく変動する場合にどうするかという問題があります。また最近では年俸制を採用する企業も増えています。一口に年俸制といっても様々だと思われれます。収入の変動幅が小さいといえるかを契約更新の見込み、年俸変動率の制限の有無を参考に決めることになるとおそれられます。いずれにせよ何を判断材料にするかはこれから事例をみながら決めていくのだと思います。なお固定収入は給料である必要はなくたとえば賃料収入や年金でもOKです。

仮に固定収入の要件でアウトになっても小規模個人再生の方でいくことはできます。ただ債権者の同意というのが必要になってはきます。

6. 最終的にどうということになるのか

再生計画により債務は減額されます。そのうえで原則3年間で返済します。やむをえない事情がある場合は5年間まで延長できますが実際認められたケースはあまりありません。

7. どの程度減額できるのか(ミニマムを決める3基準)

ではどの程度減額できるのでしょうか。これについては3つの基準があります。それら3つの基準により得られた数字のうち最も大きい額に減額されるのです。

その第1基準は債権額の5分の1というものです。5分の1に減額されるということですが、但し5分の1にした結果が100万円以上300万円以下の範囲でないといけません。これをはみ出す場合は修正されます。たとえば債権額が3000万円だとすると5分の1は600万円になりますが修正されて300万円になります。すなわち3000万円あったのが300万円に減るわけですから10分の1になるということです。逆に債権額が300万円だとすると5分の1は60万円になりますが修正されて100万円になります。この場合は3分の1にしかありません。

第2基準は破産した場合の配当以上は弁済しないといけないというものです。自己破産すれば資産を売却して債権者に配当するわけですが民事再生の場合はそれ以上は弁済するわけですが。この基準は一見地味ですが重要な意味をもつ場合があります。特に住宅ローンがある場合でしかも残があまりない場合が問題です。仮に自宅の評価を2000万円とし住宅ローンの残が500万円としましょう。この場合この不動産の破産時の価値は $2000 - 500 = 1500$ 万円となります。仮に他に何の資産がない場合でも最低1500万円は支払う必要があるわけです。たとえば住宅ローンが500万円、住宅ローン以外が1800万円あったとすると(住宅ローンは後で説明するように全額払うとして)住宅ローン以外の1800万円も5分の1だと360万円になりこれが修正されて300万円まで減る、ということにはならず1500万円までしか減りません(ほとんど減らない)。ですから不動産の時価の評価が非常に重要になってくるのです。今のは住宅ローンがある場合ですが担保に入っていない不動産を所有している場合にもこの要件が問題になります。以上2つの基準は小規模個人再生、給与所得者等再生に共通です。

第3基準は給与所得者等再生だけのものです。小規模個人再生の場合は関係ありません。これは2年分の可処分所得額は最低限支払うというものです。可処分所得額の計算方法は政令で決まっています。生活費、住居費、勤労必要経費など細かく定められています。実際にいくらかかったかではなく年齢や居住地により一律に決められています。これによると被扶養者がいる場合は経費項目が増えることになっています。逆に単身者の場合は経費控除が少なくその結果可処分所得が割に大きくミニマム弁済額がさほど減らないといえる

でしょう。非常に大雑把に言えば年収から220万円を引いた数字が1年分の可処分所得額です。但しこれは単身者の場合です。過去2年間にいくら稼いだかを問題にするわけです。しかし1年前までは失業していてその後職についたという場合は2年間同じ職で働いていたと仮定して計算します。専属の外注でほぼ固定の収入だったが一応自営ということで確定申告していた場合はどうなるでしょうか。確定申告の場合は色々経費を落としますがそういった経費はどうなるかということです。こういった経費の多くは勤労必要経費に算入できると思われます。

8. いくらかかるか

気になる費用ですが裁判所関係の費用と弁護士費用に分かれます。裁判所関係の費用としてはまず約1万円の収入印紙、約1万5000円の官報公告費用がかかります。再生委員が見つからない場合は裁判所関係の費用はそれだけです。東京地裁のように再生委員が見つかる場合はプラス再生委員報酬として15万円がかかります。再生委員が見つかるかどうかは裁判所によって決まるのですが全国的にみれば再生委員が見つからない裁判所が多数派です。なお裁判所の管轄は現住所によって決まっていますので勝手に選ぶことはできません。なお再生委員報酬ですが15万円をまとめて払うというわけではありません。まず申し立てにあたって毎月いくら弁済する予定だということを裁判所に申告するわけです。たとえば5万円だとしましょう。そうすると実際の弁済は民事再生認可後に始まるわけですがとりあえず認可までの6ヶ月間、毎月5万円を再生委員の口座に振り込むわけです。そうすると認可までに30万円がたまることになります。この中から15万円を再生委員が報酬としてとって残り15万円は認可後の弁済原資になるわけです。いわば申し立てから6ヶ月間きちんと弁済できるかをチェックするわけです。以上が裁判所関係でその他弁護士に依頼する場合は弁護士費用がかかります。相場としては自己破産の場合(40万円以上)と同じか少し高いのではないかと思います。

9. 必要な書類は何か

必要書類は住民票、戸籍謄本、給与明細最近3ヶ月分、源泉徴収票最近2年分、課税証明最近2年分(住民税を納めている役所でとれます)(賃貸の場合は)賃貸借契約書、通帳写し2年分、保険に入っている場合は保険証券、車を所有している場合は車検証、不動産を所有している場合は不動産登記簿謄本、評価証明といったところです。

10. 手続の流れ

ごく大雑把にいうと申し立て 再生委員(または裁判官)面接 開始決定 債権届出 異議 評価 再生計画案提出 認可 業者に支払(減額のうち3年分割)という感じです。申し立てから認可まで約6ヶ月です。なお小規模個人再生の場合は認可の前に書面決議がはいります。業者に対する支払いは認可後ですが前に説明したとおり東京地裁などは認可

前の段階でも再生委員の口座に積み立てさせます。

11. 認可後の流れ

認可後は再生計画に従って返済していくわけです。支払いがきつい場合の再生計画の変更、それから残を免除するハードシップ免責というのもあります。但しハードシップ免責は真にやむをえない場合に限られるでしょう。

12. 住宅ローン債権の扱い

さて以上が通常の債権についての話しです。住宅ローンについてはそれとは異なった扱いが認められています。これが今回の最大の特徴といえるでしょう。住宅ローンについては再生計画の中で通常の債権とは違った特別な返済条件、つまり特別条項を定めることができます。特別条項の中身を簡潔に言えば 住宅ローンの総額はかわらないけれども返済期限などをケースに応じて緩くする、その条件で払っていく限り競売によって住宅を失うことはない、ということです。従来も住宅ローンについて銀行と交渉して条件見直しということは行われてきたのですが、住宅ローン以外の借入の減免と連動していなかったために、結局住宅ローンにお金が回らず自己破産、競売という道をたどることが多かったわけです。今回、住宅ローン以外の消費者金融などからの借入については大幅に減額しつつ住宅ローンを払い続ける制度ができたわけです。住宅ローン特別条項の作成に住宅金融公庫などの住宅ローン債権者の同意が必要としてしまいますと意味がありませんので基本的には不要になっています。債務者の方で法律の定めるところに従い一方的に条項を定めてしまうことができます。それに対して債権者に否認権はありません。ただいかにも返済に無理がある場合は債権者は意見を述べることができ場合によっては認可されないあるいは変更されることはあるでしょう。ただ実際は公庫、年金、銀行で少し違うのですが基本的には十分協議したうえ住宅ローン特別条項を作成するのが普通です。

13. 住宅ローン特別条項が使えない場合

住宅ローンを組んでいる場合でも特別条項が使えない場合があります。

まず[1]不動産上に住宅ローン債権以外の債権を担保する抵当権がある場合はアウトです。こういうケースは結構あります。たとえば住宅ローンを組んで自宅を購入したがその後お金が必要になり消費者金融の不動産担保ローンでお金を借りるために自宅に担保を設定してしまったという場合です。ただこの場合でも不動産担保ローンの返済が済んで抵当権が抹消されていれば OK です。次に[2]住宅ローンを組む場合に自宅だけでは担保不足ということで住宅以外のたとえば投資用マンションにも住宅ローン債権担保のために抵当権を設定し、その後投資用マンションにさらに担保を設定して事業資金を借りたような場合もアウトです。なおこの場合も事業資金の返済が済むなどして抵当権が抹消されていれば OK です。[3]また住宅ローン特別条項が使えるのはその不動産が自己名義である場合に限りま

す。何らかの理由で親族など他人名義になっている場合は駄目です。但し自己の単独名義である必要はなく、通常みられるように夫婦の共有名義になっている場合でも使えます。[4] その住宅が自己の居住用であることも条件です。最初は住もうと思って購入したが事情があって賃貸アパートにしているような場合は使えません。しかし居住用であれば足り現に居住している必要はありません。よく問題となるのは住宅ローンで家を買ったが、名義人である夫は現在は単身赴任してしまいその家に住んでいないという場合です。この場合でも家族を自宅に残しており単身赴任が終わればまた自宅に戻るといっているのであれば OK です。一時的に賃貸しているにすぎない場合も OK です。なお自宅を店舗兼住居にしたりあるいは一部を賃貸アパートにしているような場合には住宅部分が総床面積の2分の1以上であれば特別条項を使うことができます。[5]住宅金融公庫でも銀行でも必ず保証会社をもっていきます。そして住宅ローンの支払いが一定期間ないと保証会社が全額代位弁済します。そうすると保証会社に債権が移転します。全額支払った保証会社は競売により債権を回収したいところですが、民事再生を申し立てて住宅ローン特別条項を定め再生計画が認可されれば、保証会社の代位弁済はなかったことになり、もとのローン会社に対して分割払いすればよいことになっています。この場合、保証会社は代位弁済したお金を住宅ローン会社から返してもらうことになります。このように一旦なされた代位弁済をなしにするわけですが、代位弁済から民事再生申立てまで6か月以上経過してしまった場合にはもはや住宅ローン特別条項は使えません。通常通り競売となるわけです。[6]夫が住宅ローンを組み妻がその連帯保証人になっていた場合に、妻が夫に代わって住宅ローンを全額支払えば、妻は夫に求償することができます。これに対し夫が民事再生を申し立てて住宅資金特別条項を使って支払うことはできません。夫はローン会社には特別条項を使えても妻には使えないわけです。通常夫婦間でこんなことは起こらないでしょうが、離婚に伴う財産分与で夫が妻にマンションを与えたうえで住宅ローンも夫が支払うことを約束したが、夫が約束を守らず住宅ローンを払わなかったためにやむなく妻が全額払ったというケースが考えられます。

14. 住宅ローン特別条項の内容

それでは住宅ローン特別条項の内容はどういったもののでしょうか。法律は3つのパターンを定めそのどれかを定めることができる、3パターンのいずれにもあたらない内容でも債務者と住宅ローン債権者が合意すればその合意内容でよいとしています。

再生認可から3年間は住宅ローン以外の再生債権の弁済が月5万とか10万とかあるわけです。3年が過ぎればそれはなくなるわけです。ですから住宅ローンについては余程余裕があれば格別、当初3年間の負担を軽くする必要があるわけです。しかし他方住宅ローン債権者の利益も考えて法律上はなるべく早く弁済するというのを原則型としつつそれを緩和する2パターンを用意しています。

まず住宅ローンの総額は民事再生で減額されることはありません。一体いくら支払わな

ければならないかを厳密にみていきますと、民事再生では再生計画認可までは住宅ローンの支払が禁止される関係で、認可時点での未払元本、利息、遅延損害金が生じ、これは弁済しなければなりません（認可前部分）。さらに再生計画認可後に弁済期が到来する部分の住宅ローンも弁済しなければなりません（認可後部分）。この2つのトータルが総額です。これについては減額はできないわけです。しかし弁済方法を工夫することができます。原則型はこの認可前部分を住宅ローン以外の再生債権の弁済期間内（すなわち原則3年以内）に返済するというものです。そして認可後部分については民事再生がなかったかのごとく認可後すぐ支払いを再開するというものです。これは住宅ローン債権者の立場を尊重した返済方法です。しかしこれでいくとの当初の弁済が非常にきつくなることは必至です。そこで第2パターンは認可前部分について3年以内に弁済するのではなくもっと引き伸ばして弁済するというものです。具体的には当初のローン約定弁済期を最長10年延長しその期間内で認可前部分を支払うのです。但し最終弁済期が70歳を越えてはならないという制限があります。この場合は認可後部分についても同じく延長された弁済期間で弁済するわけです。これでいくと当初の弁済はある程度抑えられます。しかしそれでも当初の返済は楽とは限らないわけです。そこで認可前部分の弁済をもっと先送りにしてしかも認可後部分についても最初のうちは元本の支払いを棚上げにして利息だけ払うというのが第3の類型です（なお元本の支払いを完全に棚上げすることは認められておらず少なくとも一部は払う必要があります）。具体的には住宅ローン以外の再生債権の弁済期間中は認可後元本の一部とそれに対する利息のみの支払いとなります。その後は、最長10年延長で認可前部分の全部と認可後部分の残額の合計額を弁済することになるわけです。これでいくと当初の返済はかなり減ります。なお先にお話ししましたように住宅ローン特別条項作成にあたって住宅ローン債権者の同意は不要です。しかし住宅ローン債権者と合意が成立すれば以上3類型にあてはまらない弁済案もOKです。今後は住宅ローン債権者との合意によるモデルパターンというのがいくつか出来あがってくるものと思われます。

15. 小規模個人再生でいくか給与所得者等再生でいくか

最後に個人版民事再生の中で小規模個人再生でいくべきか給与所得者等再生でいくべきかについて考えたいと思います。両者の大きな違いは債権者の同意が必要か否かということです。この場合債権者の同意が必要といっても正確には債権者の過半数が「積極的に」反対しない限りOKということです。これまでの実例をみると積極的に反対している債権者はほとんどいません。ただ信用保証協会だけはすべてのケースにつき積極的に反対しているようです。ですから信用保証協会の債権額が2分の1を超える場合には小規模個人再生ではなく給与所得者等再生でいくべきでしょう。それ以外のケースであれば原則として小規模個人再生でいくべきでしょう。小規模個人再生でいけば給与所得者等再生のように可処分所得の2年分を払う必要もないからです。